

介護が必要な時に利用できる制度

※◎は利用可+有給 ○は利用可+無給 ×は利用不可

〈介護休業制度〉

職員は、学長に申し出ることにより、介護休業をすることができます。

対 象	要介護状態(※)にある対象家族を介護する職員(一定の要件を満たした場合に取得できます) ※要介護状態…負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態			女	男
		常 勤	○	○	
対 象 家 族 の 範 囲	配偶者、父母、配偶者の父母、子、同居・扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫	非常勤	フル タイム	○	○
			パート タイム	○	○
期 間	対象家族1人につき通算186日まで (※同じ対象家族について、同一の要介護状態において介護部分休業を取得した期間がある場合及び別の要介護状態で介護休業等を取得した期間がある場合はそれと併せて186日)				
回 数	対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回				
手 続	申出:休業開始予定日・終了予定日など一定の事項を示して書面(介護休業申出書)で行う。 ○休業期間の変更 休業終了予定日…理由を問わず1回だけ繰り下げ(延長)変更可 ※通算186日の範囲内での延長(その対象家族について同一の要介護状態で介護短時間勤務等の措置を受けた場合及び異なる要介護状態で介護休業等をした期間がある場合は、186日からその日数を控除した日数の範囲内) ○申出の撤回 可(休業開始予定日の前日までに行う。)※再度の申出は可(1回に限る)				
提 出 書 類	介護休業しようとするとき	介護休業申出書			
	介護休業終了予定日を変更しようとするとき	介護休業終了予定日変更申出書			
	介護休業を撤回しようとするとき	介護休業撤回申出書			
休業中の給与	無給	※1 介護休業給付金(雇用保険から) 介護休業者に対しては、介護休業給付金として介護休業職員の賃金月額額の40%が雇用保険から支給されます。(介護休業開始から最長3ヶ月間) ※2 介護休業手当金(共済から) 組合員が介護のために休業により勤務に服することができないとき、1日につき標準報酬の日額の40%を給付します。(雇用保険の規定による介護休業給付金の支給を受けることができるときは、支給しません。)			

〈介護部分休業制度〉

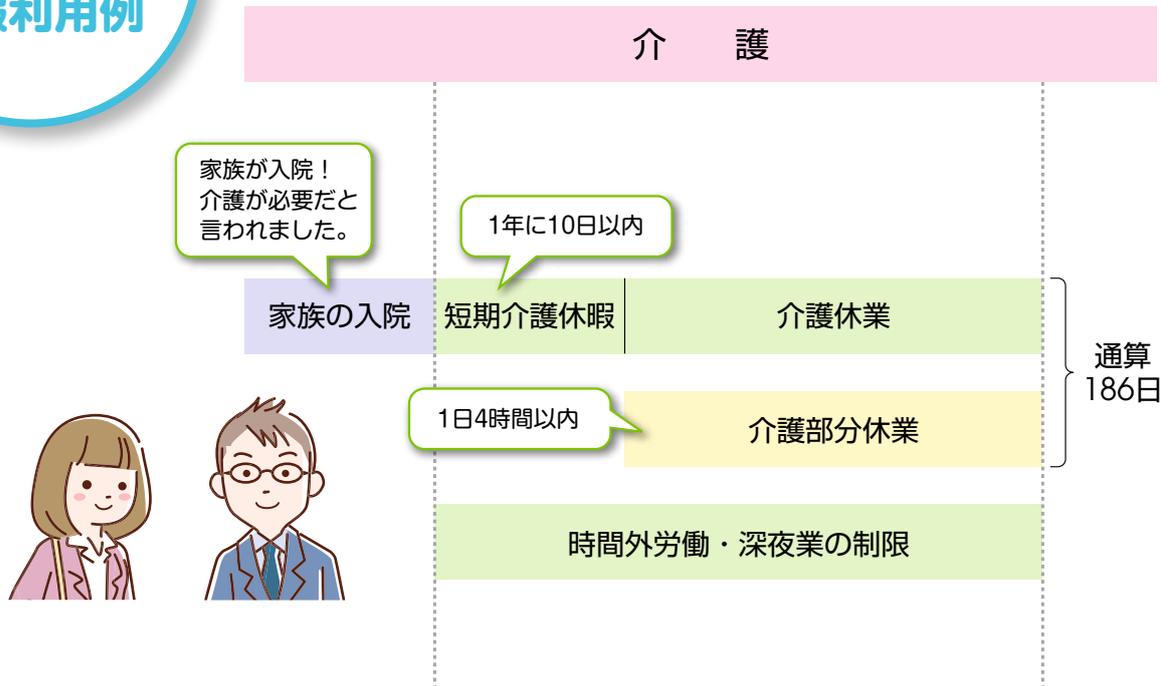
対 象	要介護状態にある対象家族を介護する職員			女	男
		常 勤	○	○	
取得可能期間	対象家族1人につき通算(介護休業と併せて)186日				
提 出 書 類	介護部分休業申出書(申出に係る家族の氏名及び申出者との続柄を証明する書類、及び要介護状態にある事実を証明する書類(写しでも可)添付)	非常勤	フル タイム	×	×
			パート タイム	×	×
給 与	勤務しない時間について減額				

〈短期介護休暇制度〉



対 象	要介護状態にある対象家族を介護する職員			女	男
		常 勤	◎	◎	
取得可能期間	一の年(暦年)において10日の範囲内				
提 出 書 類	特別休暇簿(要介護者の状態等申出書)				
給 与	常勤職員は有給(非常勤職員は無給)				
		非常勤	フル タイム	○	○
			パート タイム	○	○

介護が必要な時の 休暇利用例



※詳しくは、所属の総務担当又は人事課人事担当にご照会ください。

〈時間外労働・深夜業の制限〉

		女	男
対 象	要介護状態にある対象家族を介護する職員	○	○
取得可能期間	承認された期間	○	○
提出書類	介護のための時間外労働制限請求書、介護のための深夜業務制限請求書(申出に係る家族の氏名及び申出者との続柄を証明する書類、及び要介護状態にある事実を証明する書類(写しでも可)添付)	○	○
		常 勤	フルタイム
		非常勤	パートタイム

